

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成28年
6月1日
(水曜日)

山口県告示第百七十五号

平成二十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十八年六月一日

一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

山口県知事
村岡嗣政

平成
二十八年六月一日
発行

発行
人所

山口県知事
山口県